

平成28年度 第5回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会議事録（概要版）

1 日 時 平成29年2月8日（水） 14時00分～16時00分

2 場 所 十勝総合振興局 2A会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部 会 長	波岡 和昭	((株)街NAM I 代表取締役)
副部会長	小林 聖恵	(帯广大谷短期大学専任講師)
特別委員	谷 昌幸	(帯広畜産大学グローバルアグロメディシン研究センター 教授)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	富山 和也	(北見工業大学工学部社会環境工学科 助教)
特別委員	馬淵 大宇	(釧路工業高等専門学校建築学科 助教)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	浦田 哲哉
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	相樂 祐介
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働主任	塚田 京子

4 傍聴者 なし

5 審議事項

(1) 「ASPO」(士幌町)の法第5条第1項(新設)の届出について

(2) 「ジョイフルエーカー帯広店生活館」(帯広市)及び「ジョイフルエーカー帯広店資材センター」(帯広市)の法第6条第2項(変更)の届出について

6 議事要旨

(1) 「ASPO」(士幌町)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員からは質疑が出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な質疑)

- ・ 現状の交通量及び騒音について、交通量の飽和度計算や現在の状況を確認
- ・ 出入口やその周辺の状況について、出入口設置の考え方や現在の状況を確認

(2) 「ジョイフルエーカー帯広店生活館」(帯広市)及び「ジョイフルエーカー帯広店資材センター」(帯広市)の法第6条第2項(変更)の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員からは質疑が出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な質疑)

- ・ 駐車場の配置及び台数について、駐輪場や障がい者用駐車スペースなどの配置の考え方や現状をはじめ、駐車台数変更にあたっての別視点での検証方法を確認
- ・ 駐車場の指針による台数や実際の利用状況等について、北海道の地域性を踏まえ、配慮すべき考え方を議論

(3) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、添付のとおり

別 紙

(答 申 A S P O)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

士幌町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

別 紙

(答申 ジョイフルエーケー帯広店 生活館)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

帯広市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

別 紙

(答申 ジョイフルエーケー帯広店 資材センター)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

帯広市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。